

ごみゼロやまがた県民運動キャラクター  
「ごみゼロくん」 着ぐるみ使用管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形県環境エネルギー部循環型社会推進課（以下、「担当課」という。）が所有するごみゼロやまがた県民運動のキャラクター「ごみゼロくん」の着ぐるみ（以下、「ごみゼロくん着ぐるみ」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(用途)

第2条 ごみゼロくん着ぐるみの用途は、次に掲げるものとする。

- (1) ごみゼロやまがた県民運動のPR活動
- (2) 山形県の3R推進活動等のPR活動
- (3) その他、担当課が認める用途

(貸出し)

第3条 ごみゼロくん着ぐるみを使用しようとする者は、担当課に「ごみゼロくん着ぐるみ借用申込書」（別記様式1）を提出しなければならない。

(使用できる者の範囲)

第4条 ごみゼロくん着ぐるみを使用できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) ごみゼロやまがた推進県民会議の構成団体
- (2) 国又は地方公共団体及びその関連機関
- (3) 第2条に掲げる用途について、担当課と連携して活動する者、その他、担当課が認める者

(使用上の注意)

第5条 ごみゼロくん着ぐるみを使用するにあたっては、次に掲げることに注意すること。

- (1) ごみゼロやまがた県民運動のキャラクター「ごみゼロくん」のキャラクターイメージを損なうような行為を行わないこと。
- (2) 破損劣化等の損傷が生じないように細心の注意を払うこと。万一、破損劣化等が生じた場合には使用者の責任において修繕し返却すること。
- (3) 汚れた場合には、クリーニングをして返却すること。
- (4) バッテリーは充電して返却すること。
- (5) 返却時に、「ごみゼロくん着ぐるみ使用報告書」（別記様式2）を提出すること。

(事故補償等)

第6条 ごみゼロくん着ぐるみの使用に際して発生した事故等について、担当課は一切の責任を負わない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、担当課と協議のうえ決定するものとする。

## 附則

この要綱は、平成22年8月20日から施行する。

この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## ごみゼロくん着ぐるみ借用申込書

令和 年 月 日

下記のとおり借用したいので申し込みいたします。

なお、着ぐるみを借用したときは、ごみゼロやまがた県民運動キャラクター「着ぐるみ借用管理要綱」の規定を遵守いたします。

記

申込者	住 所	〒
	団 体 名	
	代 表 者 職・氏名	
	担 当 者 所属・氏名	
	連 絡 先	TEL: E-mail:
使用内容	使用日時	
	使用場所	
	イベント名	
	使用目的	
受取希望日	令和 年 月 日	
返却予定日	令和 年 月 日	

## ごみゼロくん着ぐるみ使用報告書

令和 年 月 日

下記のとおり、ごみゼロくん着ぐるみの使用について報告します。

記

借 受 者	住 所	〒
	団 体 名	
	代 表 者 職・氏名	
使 用 状 況	使用日時	
	使用場所	
	イベント名	
	※ 使用状況を示す写真を添付してください（別添可）	

# こみゼロやまがた県民運動キャラクター



こみゼロくん